

外国人留学生のみなさんへ

1. 外国人留学生が「留学」の在留資格で本学の研修生となるためには、クォーターごとに週あたり最低7コマ以上の研修時間が必要です。
2. 専攻分野が明確であり、本学において専攻分野を担当する専任教員と事前に連絡をとり、面談の上、指導教員として指導するとの了解を得ていることが条件となります。ただし、指導教員の了解が取れていても教授会または研究科委員会が認めない場合は受け入れできませんので、ご承知おきください。
また、事務担当部署において、指導教員の紹介は一切行っておりません。
3. 提出書類の成績証明書は原本をご提出ください。コピーは一切受け付けできません。
4. 研修生として許可された後、提出書類の記載事項が変更になった場合、必ず教務課窓口へ届け出てください。特に本人住所と保証人の変更は直ちに届け出てください。
5. 研修生として許可された者が、理由もなく長期にわたって研修活動を行わない場合は、その資格を取り消すとともに入出国在留管理局にその旨を報告します。
6. 本学の研修生として受け入れが認められていても、在留資格を保障するものではありません。出入国在留管理局が在留を許可しない場合もありますので、ご承知おきください。

以 上

南山大学 教務課